

賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第51条第2項の規定に基づき、一般財団法人東京メトロポリタンオペラ財団（以下「本財団」という。）の賛助会員（以下「会員」という。）の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 次の各号に該当し、本財団の目的、事業に賛同する法人、団体及び個人は、理事長の承認を得て会員となることができる。

- (1) 本財団の活動に賛助する法人及び団体
- (2) 前号以外で本財団に賛同する個人

(特別会員)

第3条 前条各号に規定する法人以外の法人、団体及び個人で、本財団の目的、事業に賛同する者は、理事長の承認を得て特別会員となることができる。

(理事会への報告)

第4条 理事長は新たに前各条の会員となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第5条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長宛に提出しなければならない。

(会費及び入会金)

第6条 会員は、入会するときに入会金 50,000 円並びに年会費を、以後毎年年会費を本財団が指定する時期及び方法により納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1) 個人賛助会員 1 口 20,000 円
- (2) 企業・団体賛助会員 1 口 70,000 円

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) スターファームリハーサル見学

- (2) 団員選抜コンクール見学
- (3) 公演の事前良席確保予約（チケット代別）
- (4) 公演プログラムへの団体名・個人名の掲載

（会費の使途）

第8条 第6条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（除名）

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をする、本財団の活動を妨げる行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
 - (2) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき
- 2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（退会）

第10条 会員はいつでも退会通知を本協会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、前条第2項の規定を準用する。

（改正）

第11条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

（補則）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

平成29年9月11日より施行する。（平成29年9月11日理事会議決）

附則

この改正は、平成29年12月22日より施行する。（平成29年12月22日理事会議決）